

■障がい者手帳の交付について

下記の障がい者手帳を交付されることで、各種の福祉制度やサービスを利用することができます。

(※4～6 ページに一覧表を掲載していますのでご覧ください。)

1 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、目や耳、手足、内臓などに定められた程度以上の永続する障がいがある方の申請に基づいて、北海道立心身障害者総合相談所の判定により交付されます。

【障がいの範囲】

視覚、聴覚・平衡機能、音声機能・言語機能・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能の障がいなど。

【障がいの等級】

障がいの等級は、障がい程度により1級から7級まで分けられています(7級に該当する障がいがある場合、1つの場合は手帳の交付を受けられませんが、2つ以上重複する場合は手帳の交付を受けられる可能性があります。)。詳しくは『身体障害者手帳障がい程度等級表』(67～69 ページ)を参照願います。

2 療育手帳

知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、何らかの援助を必要とする状態にあると判定された方の申請に基づいて交付されます。18歳以上の方は北海道立心身障害者総合相談所が、18歳未満の方は函館児童相談所が、それぞれ判定します。

【障がいの等級】

障がいの等級は、障がい程度によりA、Bに分けられています。詳しくは『療育手帳の障がい程度について』(70 ページ)を参照願います。

【判定依頼について】

療育手帳を取得したい方や、療育手帳をすでに持っており「次の判定年月」が近づいた方などで、判定が必要な方は下記の担当係にてご相談ください。判定依頼を行い、判定機関の巡回相談などで判定を受ける必要があります。

○18歳未満の場合は

問合せ先	子ども発達支援センター(シルバープラザ内)	電話(0137) 63-4622
------	-----------------------	------------------

○18歳以上の場合は

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話(0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話(01398) 2-3111

3 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患（統合失調症、躁うつ病など）を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方の申請に基づいて、北海道立精神保健福祉センターの判定により交付されます。

【障がいの等級】

障がいの等級は、障がい程度により1級から3級まで分けられています。詳しくは『精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準』（70～71ページ）を参照願います。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

